

令和5年12月11日

令和5年第3回神奈川県議会定例会

厚生常任委員会報告資料

健康医療局

目 次

ページ

1	平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所の茅ヶ崎市「(仮称) 保健所・保健センター」への入居について	1
2	「神奈川県感染症予防計画」の改定素案について.....	3
3	「第8次神奈川県保健医療計画」の素案について.....	6
4	「神奈川県医療費適正化計画」の改定素案について.....	11
5	「神奈川県国民健康保険運営方針」の改定素案等について.....	16
6	「かながわ健康プラン21」の改定素案について.....	19
7	「神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画」の改定素案について.	22
8	「神奈川県がん対策推進計画」の改定素案について.....	25
9	「神奈川県循環器病対策推進計画」の改定素案について.....	28
10	「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画」の改定素案について.	30
11	「神奈川県水道ビジョン」の改定素案について	33
12	「神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例」の一部改正について.....	36

(3) 取組状況

ア 県の入居方法

- ・ 賃貸借（30年間を想定）とする。
- ・ 賃料は、少なくとも当初5年間は無償、有償化後は50%減額（予定）

イ 茅ヶ崎市との調整状況

- ・ 現在、茅ヶ崎支所の使用面積、構造設備の仕様等の入居条件について茅ヶ崎市と調整中

(4) 今後の予定

令和6年度 県市基本協定締結
令和6～7年度 保健所・保健センター整備（茅ヶ崎市）
令和8年度 茅ヶ崎支所移転、供用開始

(5) 現在の茅ヶ崎支所の概要

敷地面積 : 3,916.77m²
建 物 : 本館 SRC造 地上3階建て 延床面積 2,349.93m²
昭和46年竣工（築52年）

入居機関	名称	使用面積（m ² ）
県機関	平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所	266.46
市機関	茅ヶ崎市保健所	1,268.22
共用部分等	共用部分等	1,337.98
合 計		2,872.66

2 「神奈川県感染症予防計画」の改定素案について

平成 29 年 3 月に改定した「神奈川県感染症予防計画」について、令和 5 年 5 月 26 日に国の基本指針が改正されたことを踏まえ、令和 6 年 3 月に改定を予定しており、今般、計画の改定素案を作成したので報告する。

(1) これまでの経過

- 令和 5 年 7 月 第 2 回神奈川県感染症対策協議会で計画改定を説明
- 8 月 第 3 回神奈川県感染症対策協議会で数値目標案及び改定計画骨子案を議論
- 9 月 第 3 回定例会厚生常任委員会に改定計画骨子案を報告
- 10 月 第 5 回神奈川県感染症対策協議会で改定計画素案作成に向けた記載事項の整理について議論
- 11 月 第 6 回神奈川県感染症対策協議会で改定計画素案を議論

(2) 改定の概要

ア 改定の趣旨

令和 5 年 5 月 26 日に国が定める「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）が改正されたことを踏まえ、「神奈川県感染症予防計画」を改定する。

イ 計画の性格

感染症法第 10 条第 1 項の規定により、感染症の予防のための施策の実施に関し、基本指針に即して都道府県等が策定する計画。

ウ 計画期間

基本指針では、少なくとも 6 年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは変更していくとされていることから、本計画もそれに沿った対応を行う。

エ 計画改定のポイント

- ・ 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、医療提供体制、検査体制及び宿泊療養体制等に関する数値目標を設定する。
- ・ 数値目標を担保するため、関係医療機関等と協定を締結する。
- ・ 都道府県連携協議会を設置し、同協議会の結果を踏まえて計画を改定する。
- ・ 保健所設置市においても、新たに同計画を策定することから、県の計画の改定に当たり連携を図る。

(3) 改定素案の概要

ア はじめに

イ 感染症対策の推進の基本的な考え方

ウ 本編

- (ア) 感染症の発生の予防に関する事項
- (イ) 感染症のまん延防止に関する事項
- (ウ) 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項
- (エ) 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項
- (オ) 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項
- (カ) 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項
- (キ) 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項
- (ク) 宿泊施設の確保に関する事項
- (ケ) 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項
- (コ) 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整・指示の方針に関する事項
- (サ) 法第五十三条の十六第一項に規定する感染症対策物資等の確保に関する事項
- (シ) 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症患者等の人権の尊重に関する事項
- (ス) 感染症の予防に関する人材の養成及び資質向上に関する事項
- (セ) 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項
- (ソ) 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策に関する事項
- (タ) 感染症対策における関係機関及び関係団体との連携
- (チ) その他感染症の予防の推進に関する重要事項

エー 1 特定の感染症対策 — 結核

- (ア) 本県における結核の現状
- (イ) 原因の究明
- (ウ) 保健所の機能強化
- (エ) 発生の予防及びまん延の防止

- (オ) 医療の提供
- (カ) 施設内（院内）感染の防止
- (キ) 研究開発の推進
- (ク) 人材の養成
- (ケ) 普及啓発及び人権の尊重
- (コ) 具体的な目標

エー２ 特定の感染症対策 － その他の感染症

オ 資料編

カ 用語の解説

(4) 今後のスケジュール

- | | |
|---------|------------------------|
| 令和5年12月 | 改定計画素案に対するパブリックコメントを実施 |
| ～令和6年1月 | |
| 2月 | 第1回定例会厚生常任委員会へ改定計画案を報告 |
| 3月 | 計画の改定 |

<別添参考資料>

- ・参考資料1 「神奈川県感染症予防計画」改定素案

3 「第8次神奈川県保健医療計画」の素案について

平成30年3月に策定した「第7次神奈川県保健医療計画（平成30年度～令和5年度）」について、計画期間が満了することから、令和6年度を初年度とする新たな計画を策定することとし、今般、計画の素案を作成したので報告する。

(1) これまでの経過

- 令和5年5月 第1回神奈川県保健医療計画推進会議を開催
- 6月 第2回定例会厚生常任委員会に計画骨子案を報告
- 7月 第2回神奈川県保健医療計画推進会議を開催
- 8月 県内8区域で第1回地域医療構想調整会議を開催
- 9月 第3回定例会厚生常任委員会に素案たたき台を報告
- 10月 第3回神奈川県保健医療計画推進会議を開催
県内8区域で第2回地域医療構想調整会議を開催
第1回神奈川県医療審議会へ中間報告
- 11月 第4回神奈川県保健医療計画推進会議を開催
- 12月 第5回神奈川県保健医療計画推進会議を開催

(2) 第8次計画策定の概要

ア 策定の趣旨

医療を取り巻く環境が大きく変化する中で、本県の実情に即した効率的で質の高い保健医療提供体制を整備するため、第8次の計画を策定する。

イ 計画の性格

医療法第30条の4第1項の規定により策定する法定計画であり、県の保健医療システムの目指すべき目標と基本的方向を明らかにするものである。

ウ 計画期間

令和6年度から令和11年度までの6年間とする。

エ 対象区域

県内全市町村とする。

(3) 第8次計画策定のポイント

ア 策定の視点

- (ア) 新興感染症対策

国の医療計画策定指針により、第8次計画から新たに事業として位置づけられることとなった「新興感染症」を項目として追加する。

(イ) 医療DXの推進

医師の働き方改革や生産年齢人口の減少により、今後は限られた医療資源を効率的・効果的に活用していく必要があることから「ICT、デジタル技術の活用」を推進していくこととし、「医療DXの推進」を項目として新たに追加する。

(ウ) ロジックモデルの導入

計画策定後の進捗管理をより適切に行うため、達成すべき目標と取り組むべき施策の関連性を体系的に整理した「ロジックモデル」を新たに導入する。

イ 保健医療圏と基準病床数

(ア) 二次保健医療圏

二次保健医療圏の設定について、神奈川県保健医療計画推進会議及び各地域医療構想調整会議において議論し、第8次計画においても現行の9圏域を継続する。

(イ) 基準病床数

保健医療計画で定めることとされている基準病床数（療養病床・一般病床）は、国が示した計算式により算出することとされているが、各地域の意見を聞きながら引き続き検討を進める。

ウ 医師の働き方改革

令和6年4月から施行される「医師の働き方改革」について、県議会、神奈川県保健医療計画推進会議及び分野ごとに設置した各種会議等からの意見を踏まえ、主に「関係者の役割」「救急への影響」「医師の確保」の3つの観点から、記載の追加・見直しを行った。

(4) 素案たたき台からの主な変更点

ア 記載内容の充実

第1部第2章「神奈川県の保健医療圏の現状」、同第3章「保健医療圏と基準病床数」について、新たに各種データや説明文等を記載したほか、各項目に県議会、神奈川県保健医療計画推進会議及び分野ごとに設置した各種会議等からの意見を踏まえ、記載内容の充実を行った。

イ 第7次計画の評価

第1部第1章第3節「第7次計画の評価」について、第7次計画の取組結果に対する総合評価をA～Dの4段階で実施し、一覧で記載した。

ウ 数値目標の設定

6 事業5 疾病（第2部第1章及び第2章）、在宅医療（第2部第4章第1節）について、計画達成の目安となる目標値を設定した。

(5) 素案の概要

ア 総論

(ア) 基本的事項

- a 計画策定の趣旨
- b 計画の性格
- c 第7次計画の評価
- d 計画の基本理念及び基本目標
- e 計画期間
- f 関連する計画等

(イ) 神奈川県の実況

- a 人口
- b 生活習慣病等の状況
- c 受療状況
- d 医療施設・保健医療従事者の状況
- e 計画推進に向けた関係者の役割

(ウ) 保健医療圏と基準病床数

- a 保健医療圏
- b 基準病床数
- c 医療と介護の一体的な体制整備

イ 各論

(ア) 事業別の医療体制の整備・充実

- a 総合的な救急医療
- b 精神科救急
- c 災害時医療
- d 周産期医療
- e 小児医療
- f 新興感染症

(イ) 疾患別の医療連携体制の構築

- a がん
- b 脳卒中
- c 心筋梗塞等の心血管疾患
- d 糖尿病

- e 精神疾患
- (ウ) 未病対策等の推進
 - a 未病を改善する取組の推進
 - b こころの未病対策
 - c 歯科保健対策
 - d ICTを活用した健康管理の推進
 - e 健康・医療・福祉分野において社会システムや技術の革新を起こすことができる人材の育成
- (エ) 地域包括ケアシステムの推進
 - a 在宅医療
 - b 高齢者対策
 - c 障がい者対策
 - d 母子保健対策
 - e 難病対策
 - f 地域リハビリテーション
- (オ) 医療従事者の確保・養成
 - a 医師
 - b 外来医療に係る医療体制の確保
 - c 看護職員
 - d 歯科医師、薬剤師、その他の医療・介護従事者
- (カ) 総合的な医療安全対策の推進
- (キ) 県民の視点に立った安全・安心で質の高い医療体制の整備
 - a 医療・薬局機能情報の提供、医療に関する選択支援
 - b 地域医療支援病院の整備
 - c 公的病院等の役割
 - d 歯科医療機関の役割
 - e 訪問看護ステーションの役割
 - f かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局の普及
 - g 病病連携及び病診連携
 - h 最先端医療・技術の実用化促進
 - i 医療DXの推進
- (ク) 個別の疾病対策等
 - a 認知症施策
 - b 健康危機管理対策
 - c 感染症対策

- d 肝炎対策
- e アレルギー疾患対策
- f 血液確保対策と適正使用対策
- g 臓器移植・骨髄等移植対策

ウ 地域医療構想

エ 計画の推進

- (ア) 計画の推進体制等
 - a 計画策定の検討経緯
 - b 計画の推進体制
 - c 計画の進行管理

(6) 今後のスケジュール

令和5年12月 計画素案に対するパブリックコメントを実施
～令和6年1月

- 1月 県内8区域で第3回地域医療構想調整会議を開催
- 2月 第6回神奈川県保健医療計画推進会議を開催
第1回定例会厚生常任委員会へ計画案を報告
- 3月 第2回神奈川県医療審議会への諮問
計画の策定

<別添参考資料>

- ・参考資料2 「神奈川県保健医療計画」素案(第8次 令和6年度～令和11年度)

4 「神奈川県医療費適正化計画」の改定素案について

平成30年3月に策定した「神奈川県医療費適正化計画（第三期）」（平成30年度～令和5年度）について、計画期間が満了することから、令和6年3月に改定を予定しており、今般、計画の改定素案を作成したので報告する。

(1) これまでの経過

- | | |
|--------|-------------------------|
| 令和5年6月 | 第1回神奈川県医療費検討委員会開催 |
| 8月 | 第2回神奈川県医療費検討委員会開催（骨子案） |
| 9月 | 第3回定例会厚生常任委員会に改定計画骨子案報告 |
| 10月 | 市町村等関係機関に改定計画骨子案意見照会 |
| 11月 | 第3回神奈川県医療費検討委員会開催（素案） |

(2) 改定の概要

ア 改定の趣旨

75歳以上人口の急速な増加による医療費の増大、またそれを支える生産年齢人口の減少に対応し、県民の医療費の負担が将来的に過大とならず、誰もが安心して医療・介護サービスを受けられるよう医療費の伸びの適正化を図るため、第三期計画の評価を踏まえ、第四期の計画として改定する。

イ 計画の性格

高齢者の医療の確保に関する法律第9条の規定に基づく法定計画であり、県民の健康の保持の推進及び医療の効率的な提供の推進に関する目標を定め、その実現のために施策を展開し、目標の達成を通じて将来的な医療費の伸びの適正化を図っていくものである。

ウ 計画期間

令和6年度から令和11年度までの6年間とする。

エ 計画改定の考え方とポイント

令和5年7月20日に国が改正告示した「医療費適正化に関する施策についての基本的な方針」に基づいて、改定をする。

(ア) 目標項目の追加及び他計画との調和

- 新たに「高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防」や「バイオ後続品の使用割合」、「医療資源の効果的・効率的な活用」「医療・介護の連携を通じた効果的・効率的なサービスの提供の推進」を取組目標として追加した。
- 県の策定する「神奈川県保健医療計画」、「かながわ健康プラン

21」等関連する県計画の取組及び目標と調和を図る。

(イ) 計画の実効性を高める取組の記載

- ・ 医療費適正化の目標達成に向けて、保険者や医療の担い手等の協力を得つつ、県が中心的な役割を果たしていくことやP D C Aサイクルを効果的に回していくことを明記した。
- ・ 保険者協議会が必置化されたことにより、県計画の作成及び実績評価への関与、協議及び意見の提出など、計画への関わりが強化された。

(3) 改定計画の素案

ア 神奈川県医療費適正化計画改定の趣旨

(ア) 神奈川県医療費適正化計画の改定の背景

- a 国における医療制度改革の動向
- b 神奈川県医療費適正化計画の改定の背景

(イ) 計画の基本的な考え方

- a 基本理念
- b 計画の位置付け
- c データ分析による評価・改善
- d 関連する計画等

(ウ) 計画の期間

イ 神奈川県の医療費を巡る状況

(ア) 現状と課題

- a 医療費等の動向
 - (a) 神奈川県の医療費
 - ・ 人口・高齢化等の状況
 - ・ 医療費等の状況
 - (b) 生活習慣病の状況
 - ・ 生活習慣病の医療費の推移(全国・県)構成比
 - ・ 年齢階級別
 - ・ 特定健康診査の受診回数別の医療費状況
 - ・ 生活習慣病の総患者数

b 課題

ウ 医療費の見込みと計画の目標

(ア) 医療費の見込み

- a 県民医療費の推計方法
- b 計画策定時の医療費

- c 計画終了時の医療費の見込み
 - (a) 医療費適正化の取組を行う前
 - (b) 医療費適正化の取組を行った後
- d 保険者種別医療費の見込み
- e 市町村国民健康保険及び後期高齢者医療制度の1人当たり保険料の試算
- (イ) 計画の目標
 - a 県民の健康の保持の推進に関する目標
 - (a) 特定健康診査・特定保健指導の実施率・メタボリックシンドロームの該当者及び予備群（特定保健指導対象者）の減少率
 - (b) 生活習慣病（糖尿病）の重症化予防
 - (c) たばこ対策
 - (d) がん検診
 - (e) 予防接種
 - (f) 高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防の推進
 - (g) 歯科保健
 - (h) 未病対策
 - b 医療の効率的な提供の推進に関する目標
 - (a) 後発医薬品及びバイオ後続品の使用割合
 - (b) 医薬品の適正使用の推進
 - (c) 適正受診の促進
 - (d) 医療資源の効果的・効率的な活用
 - (e) 医療・介護の連携を通じた効果的・効率的なサービスの提供の推進

エ 計画の推進体制・役割

- (ア) 計画の推進体制・役割
 - a 計画の推進体制
 - b 関係機関及び団体等の役割
 - (a) 県
 - (b) 県民
 - (c) 国
 - (d) 市町村
 - (e) 保険者等
 - (f) 医療機関・医療関係者

- (g) 神奈川県医療費検討委員会
- (h) 神奈川県保険者協議会
- (i) 社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会

オ 施策の展開

- (ア) 県民の健康の保持の推進のための取組
 - a 特定健康診査の推進
 - b 特定保健指導の推進
 - c メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少の推進
 - d 生活習慣病等の重症化予防の推進
 - e たばこ対策の推進
 - f がん検診の推進
 - g 予防接種の推進
 - h 高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防の推進
 - i 未病対策の推進
 - (a) ライフステージに応じた未病対策
 - (b) 歯科保健対策
 - (c) 認知症未病対策
- (イ) 医療の効率的な提供の推進のための取組
 - a 病床機能の分化及び連携
 - (a) 病床機能の分化及び連携
 - (b) 疾病別の医療連携体制の構築
 - (c) 事業別の医療体制の整備・充実
 - (d) 地域医療連携
 - b 地域包括ケアシステムの推進
 - c 後発医薬品及びバイオ後続品の使用促進
 - d 医薬品の適正使用の推進
 - e 適正な受診の促進等の取組
 - f 医療資源の効果的・効率的な活用
 - g 医療・介護の連携を通じた効果的・効率的なサービスの提供の推進

カ 評価

- (ア) 計画の評価
 - a 評価等
 - (a) 進捗状況の公表
 - (b) 進捗状況に関する調査及び分析(暫定評価)

- (c) 実績の評価
- (d) 計画期間中の見直し及び次期計画への反映
- b 評価方法
- c 県が提供するデータの市町村における活用

(4) 今後のスケジュール

- 令和5年12月 改定計画素案に対するパブリックコメントを実施
(令和5年12月～令和6年1月)
- 令和6年2月 第1回定例会厚生常任委員会へ改定計画案を報告
市町村・保険者協議会との法定協議
- 3月 計画の改定

<別添参考資料>

- ・参考資料3

「神奈川県医療費適正化計画（令和6年度～令和11年度）」改定素案

5 「神奈川県国民健康保険運営方針」の改定素案等について

令和2年12月に策定した「神奈川県国民健康保険運営方針（令和3年度から令和5年度）」について、対象期間が満了することから、令和6年3月に改定を予定しており、今般、計画の改定素案を作成したので報告するとともに、改定内容を踏まえた国民健康保険法施行条例の一部改正について報告する。

(1) これまでの経過

令和3年度及び令和4年度 国民健康保険協議会（計10回開催）
令和5年5月 令和5年度第1回国民健康保険協議会
8月 令和5年度第2回国民健康保険協議会
9月 令和5年度第3回国民健康保険協議会
令和5年度第4回国民健康保険協議会
11月 令和5年度第1回神奈川県国民健康保険運営協議会
11月 国民健康保険法に基づく市町村への意見照会（医療費適正化計画等に関連する内容を除く。）
11月 令和5年度第5回国民健康保険協議会
11月 令和5年度第6回国民健康保険協議会

(2) 改定の概要

ア 改定の趣旨

国民健康保険法第82条の2の規定に基づき定めた神奈川県国民健康保険運営方針（令和3年度から令和5年度）に基づく国民健康保険事業の運営状況等を踏まえ、方針を改定する。

イ 方針の性格

平成30年度の制度改正により、都道府県が国保事業の財政運営の責任主体となったことに伴い、県と市町村が共通認識の下で財政運営を行うとともに、各市町村が行う事業の広域化や効率化を推進できるよう、県内の統一的な国民健康保険の運営方針を定めるものである。

ウ 対象期間

令和6年度から令和11年度までの6年間（3年で中間見直し）とする。

エ 方針改定の考え方とポイント

令和5年6月に国が改定した「都道府県国民健康保険運営方針策定要領」を踏まえ、県の策定する「神奈川県医療費適正化計画」等関連する県計画との調和を図りながら、改定する。

- ・ 制度改正後の国民健康保険事業の運営が概ね順調に実施されていることを踏まえ、引き続き財政運営の安定化を図りつつ、更なる事業の広域化や効率化、保険料水準の統一や医療費適正化を推進

特に、保険料水準の統一については、統一に向けた具体的なロードマップを明記

- ・ 医療費適正化計画等との整合性の観点を踏まえ、国民健康保険法が改正され、「おおむね6年」ごとに方針を定めるものとされたことから、対象期間を6年（3年で中間見直し）として方針を策定
- ・ また、上記法改正において、これまで任意記載事項とされていた「医療費の適正化の取組に関する事項」と「市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項」が必須記載事項化

(3) 改定方針の素案

ア 基本的な事項

- (ア) 策定の目的
- (イ) 策定のプロセス
- (ウ) 対象期間

イ 国保医療費及び財政の見通し

- (ア) 国保被保険者数の動向
- (イ) 国保医療費の動向
- (ウ) 国保医療費の将来見通し
- (エ) 財政収支の状況
- (オ) 国保財政の将来見通し
- (カ) 赤字の削減・解消
- (キ) 財政安定化基金の運用

ウ 保険料（税）の標準的な算定方法及びその水準の平準化

- (ア) 保険料（税）賦課の状況
- (イ) 保険料水準の統一に向けた取組
- (ウ) 納付金の算定方法
- (エ) 標準的な保険料（税）の算定方法

エ 保険料（税）の徴収の適正な実施

- (ア) 保険料（税）徴収の状況
- (イ) 収納率目標の設定
- (ウ) 収納率向上に向けた取組の推進

オ 保険給付の適正な実施

- (ア) 保険給付の適正化の状況
- (イ) 保険給付の適正化に向けた取組の推進

カ 医療費適正化に関する取組

- (ア) 特定健診受診率向上に関する取組
- (イ) 特定保健指導実施率向上に関する取組
- (ウ) 糖尿病対策に関する取組
- (エ) 後発医薬品の使用促進に関する取組

- (ハ) 被保険者の適正受診に関する取組
- (カ) 地域包括ケアに推進に関する取組
- キ 国保事務の広域的及び効率的な運営の推進**
 - (ア) 市町村事務処理標準の設定
 - (イ) 共同事務処理の推進
- ク 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携**
 - (ア) 保健医療サービス・福祉サービス等との連携
 - (イ) 県が定める各種計画との整合性
- ケ 県・市町村・国保連間の連絡調整**
 - (ア) 連携会議（国民健康保険協議会）の開催
 - (イ) 方針の見直し

(4) 方針の改定内容を踏まえた「国民健康保険法施行条例」の一部改正

保険料水準の統一に向けた取組を段階的に進めていくため、条例に規定する国民健康保険事業費納付金の額の算定に必要な係数である医療費指数反映係数の設定を見直す。（施行日：令和6年4月1日）

	現行	令和6年度から 令和8年度	令和9年度 以降
医療費指数 反映係数	1	0.6	0

(5) 今後のスケジュール

（運営方針）

- 令和6年2月 国民健康保険法に基づく市町村への意見照会
第1回定例会厚生常任委員会へ改定方針案を報告
- 3月 神奈川県国民健康保険運営協議会へ諮問・答申
方針の改定

（条例改正）

- 令和6年2月 第1回定例会に条例改正議案を提出
- 3月 改正条例の公布
- 4月 改正条例の施行

<別添参考資料>

- ・参考資料4 「神奈川県国民健康保険運営方針（令和6年度～令和11年度）」
改定素案

6 「かながわ健康プラン21」の改定素案について

平成25年3月に策定した「かながわ健康プラン21（第2次）」（平成25年度～令和5年度）について、計画期間が満了し、計画を改定する必要があるため、今般、計画の改定素案を作成したので報告する。

(1) 改定の概要

ア 改定の趣旨

本県の健康増進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「かながわ健康プラン21（第2次）」を改定する。

イ 計画の性格

健康増進法第8条に基づく都道府県健康増進計画である。

ウ 計画期間

令和6年度から令和17年度までの12年間とする。

エ 対象区域

県内全市町村とする。

オ 計画改定の考え方とポイント

(ア) 基本方針

- ・ 「いのちが輝き、誰もが元気で長生きできる神奈川」の実現に向けて、更なる「健康寿命の延伸」及び「健康格差の縮小」を目指し、全ての県民が未病を自分のこととして考え、未病改善に取り組んでもらえるよう、関係機関、市町村等と連携しながら、個人の特性や状況に応じた健康増進施策の展開や、未病改善を気軽に実践するための環境づくり等を推進する。

(イ) 追加する内容

- ・ 性別やライフステージに特有の健康課題があることを考慮し、「女性の健康」に係る取組を更に推進する。
- ・ 健康に関心の薄い者であっても、無理なく自然に健康に良い行動を取ることができる環境づくりを推進する。
- ・ 企業や民間団体など、多様な主体と連携し、県民の健康づくりを更に推進する。

(2) 改定計画素案の概要

ア はじめに

- (ア) 計画改定の趣旨
- (イ) 計画の位置づけ
- (ウ) 関連する計画等との整合性
- (エ) 計画改定の基本的な考え方
- (オ) 計画の期間

イ 神奈川県に関する現状

- (ア) 人口
- (イ) 高齢化率
- (ウ) 平均寿命
- (エ) 死亡

ウ 「かながわ健康プラン21（第3次）」の目標

- (ア) 「かながわ健康プラン21（第3次）」の目指す姿
- (イ) 基本的な方向
- (ウ) 具体的な目標
 - a 健康寿命の延伸と健康格差の縮小
 - b 個人の行動と健康状態の改善
 - (a) 生活習慣の改善
 - ・ 栄養・食生活
 - ・ 身体活動・運動
 - ・ 休養・睡眠
 - ・ 飲酒
 - ・ 喫煙
 - ・ 歯・口腔の健康
 - (b) 生活習慣病対策
 - ・ がん
 - ・ 循環器病
 - ・ 糖尿病
 - ・ COPD
 - ・ 健診等
 - (c) 生活機能の維持・向上
 - c 社会環境の質の向上
 - (a) 社会とのつながり・こころの健康の維持及び向上
 - (b) 自然に健康になれる環境づくり
 - (c) 誰もがアクセスできる健康増進のための基盤の整備
 - d ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり
 - (a) こども
 - (b) 高齢者
 - (c) 女性
 - e 個人の取組目標

エ 推進体制

- (ア) 関係機関・団体等の役割
- (イ) 計画の推進体制

オ 評価

(3) 今後のスケジュール

令和5年12月	改定素案に対するパブリックコメントを実施
～令和6年1月	
1月	かながわ健康プラン2.1目標評価部会の意見を聴取
2月	生活習慣病対策委員会にて審議 第1回定例会厚生常任委員会へ改定計画案を報告
3月	計画の改定

<別添参考資料>

- ・参考資料5 「かながわ健康プラン2.1（第3次）」素案
(令和6（2024）年度～令和17（2035）年度)

7 「神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画」の改定素案について

平成 25 年 3 月に策定した「神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画」（平成 25 年度～令和 5 年度）について、計画期間が満了し、計画を改定する必要があるため、今般、計画の改定素案を作成したので報告する。

(1) 改定の概要

ア 改定の趣旨

本県の歯科保健施策を総合的かつ計画的に推進するため、「神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画」を改定する。

イ 計画の性格

- ・ 歯科口腔保健の推進に関する法律第 13 条に基づく、歯科口腔保健施策の総合的な実施のための計画である。
- ・ 神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進条例第 11 条に基づく、歯及び口腔の健康づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画である。

ウ 計画期間

令和 6 年度から令和 17 年度までの 12 年間とする。

エ 対象区域

県内全市町村とする。

オ 改定の考え方とポイント

(ア) 基本方針

a 「健康寿命の延伸」及び「健康格差の縮小」

歯及び口腔の健康は、健康で質の高い生活を営む上で、基礎的かつ重要な役割を果たすことを踏まえ、歯及び口腔の健康づくりを通じて、「健康寿命の延伸」及び「健康格差の縮小」を実現する。

b 県民の生涯にわたる歯及び口腔の健康づくりの推進

歯及び口腔の健康づくりは、未病改善につながるものとして、県民自らがその意義を自覚して取り組むものであるという基本理念のもと、県民の生涯にわたる歯及び口腔の健康づくりを推進する。

(イ) 追加する内容

- ・ 条例改正を踏まえ、「感染症対策」及び「大規模災害時の歯科口腔保健」の項目を追加する。
- ・ ライフコースアプローチの観点を踏まえ、県民の適切な歯科保健行動（健口かながわ 5 か条）へ、特に気を付けるべき 3 つのステージ（妊婦、こども、高齢者）を追加する。
- ・ フッ化物洗口等フッ化物応用によるむし歯対策に関する記載を追加する。

(2) 改定計画素案の概要

ア 計画の改定にあたって

- (ア) 経緯
- (イ) 計画の目的
- (ウ) 計画の期間
- (エ) 計画の位置づけ
- (オ) 計画の基本的な方針
 - a 歯及び口腔に関する健康格差の縮小
 - b 歯及び口腔疾患対策
 - c 口腔機能の獲得・維持・向上
 - d 障がい児者及び要介護者等の歯と口腔の健康づくりの推進
 - e 歯と口腔の健康づくりを推進するための社会環境の整備
- (カ) 「政策のマネジメント・サイクル」について

イ 目標及び施策の方向

- (ア) 基本的な方針に対する目標及び施策の方向
 - a 歯及び口腔に関する健康格差の縮小における目標等
 - b 歯及び口腔疾患対策における目標等
 - c 口腔機能の獲得・維持・向上における目標等
 - d 障がい児者及び要介護者の歯と口腔の健康づくりの推進における目標等
 - e 歯と口腔の健康づくりを推進するための社会環境の整備における目標等
- (イ) 県民の行動目標

ウ 歯科保健医療サービス提供のための環境整備に係る施策の方向

- (ア) 普及啓発
 - a 8020 運動
 - b オーラルフレイル対策
 - c 歯科検診受診
 - d フッ化物応用等
 - e 口腔機能の健全な育成及び維持・向上
 - f 県民主体の活動との連動
 - g その他
- (イ) 歯と口腔の健康づくりに関する調査及び研究
- (ウ) 歯科保健医療情報の収集及び提供
 - a 歯科保健に関するデータベースの充実
 - b 歯科保健医療情報の収集及び発信
- (エ) 歯科保健医療提供体制の充実
 - a 全身疾患に係る歯科と医科との連携の推進
 - b 周術期歯科保健

- c 感染症対策
- (オ) 人材の育成
 - a 歯科専門職、保健・医療・福祉関係者、教育関係者等
 - b 歯と口腔の健康づくりボランティア
- (カ) 県及び政令市・市町村等との連携体制の強化
- (キ) 大規模災害時の歯科口腔保健

エ 計画の推進

- (ア) 計画推進体制
- (イ) 関係機関・団体等の役割
- (ウ) 指標

(3) 今後のスケジュール

- | | |
|---------|---|
| 令和5年12月 | 改定素案に対するパブリックコメントを実施 |
| ～令和6年1月 | |
| 1月 | 神奈川県歯科保健医療推進協議会計画評価・策定部会の意見を聴取 |
| 2月 | 神奈川県歯科保健医療推進協議会の意見を聴取
第1回定例会厚生常任委員会へ改定計画案を報告 |
| 3月 | 計画の改定 |

<別添参考資料>

- ・参考資料6 「神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画（第2次）」素案（令和6（2024）年度～令和17（2035）年度）

8 「神奈川県がん対策推進計画」の改定素案について

平成30年3月に策定した「神奈川県がん対策推進計画」（平成30年度～令和5年度）について、計画期間が満了し、計画を改定する必要があるため、今般、計画の改定素案を作成したので報告する。

(1) 改定の概要

ア 改定の趣旨

本県のがん対策を総合的、計画的に推進するために「神奈川県がん対策推進計画」を改定する。

イ 計画の性格

「がん対策基本法」に基づく都道府県がん対策推進計画である。

ウ 計画期間

令和6年度から令和11年度までの6年間とする。

エ 対象区域

県内全市町村とする。

オ 改定の考え方とポイント

(ア) 全体目標

県民一人一人が、がんについて正しく理解することで偏見をなくし、がんと向き合い、支え合うことができる社会を構築し、がんを克服する。

(イ) 施策展開について

国のがん対策推進基本計画及び県の関連計画（保健医療計画、かながわ健康プラン21等）との整合を踏まえて、新たな施策の追加・見直しを行う。

(2) 改定素案の概要

ア はじめに

(ア) 計画改定の趣旨

(イ) 計画の性格

(ウ) 計画期間

(エ) 計画の対象区域

イ 計画改定の背景

(ア) がんを取り巻く現状と課題

a 神奈川県的人口

b 神奈川県のがん罹患数と罹患率の推移

c 神奈川県のがん生存率の状況

d 神奈川県のがんによる死亡の状況

e 神奈川県のがん検診受診状況

(イ) がん対策推進計画（平成30年度～令和5年度）の分析・評価

ウ 取組の方向性

- (ア) 全体目標
- (イ) 分野別の目標
- (ウ) 施策体系

エ 施策展開

- (ア) がんの未病改善
 - a 1次予防
 - (a) 未病を改善する取組の推進
 - (b) たばこ対策の推進
 - (c) 感染症対策の推進
 - b 2次予防
 - (a) がん検診の受診促進
 - (b) がん検診の精度向上
- (イ) 患者目線に立ったがん医療の提供
 - a がん診療連携拠点病院等を中心としたがん医療提供体制等
 - (a) 県立がんセンターにおける取組
 - (b) 県がん診療連携協議会の役割
 - (c) 医療提供体制の均てん化・集約化
 - (d) がんゲノム医療の提供
 - (e) チーム医療の推進
 - (f) 医科歯科連携の推進
 - (g) がんのリハビリテーション
 - (h) 支持療法の推進
 - (i) 緩和ケアの提供
 - (j) 妊孕性温存療法
 - b 希少がん・難治性がん対策
 - c 小児及びAYA世代のがん対策
 - d 高齢者のがん対策
 - e がん登録の推進
- (ウ) それぞれの立場で進めるがんと共生
 - a がん患者及びその家族等への支援
 - (a) 相談支援
 - (b) 情報提供
 - (c) がん患者団体・ピアサポーター等との連携
 - b 就労を含めた社会的な問題への対策
 - (a) 就労支援
 - (b) アピアランスケア
 - (c) がん患者の自殺対策
 - c ライフステージに応じた支援
 - (a) 小児・AYA世代への支援
 - (b) 高齢者への支援
 - d 緩和ケアの人材育成・普及啓発

- (a) 緩和ケアの人材育成
- (b) 在宅緩和ケア・地域包括ケアの推進
- (c) 緩和ケアの普及啓発
- e がんに対する理解の促進
 - (a) がん教育の推進
 - (b) がんに関する知識の普及啓発

オ 推進体制及び進行管理

- (ア) 推進体制
- (イ) 進行管理
- (ウ) 計画の目標値

(3) 今後のスケジュール

- | | |
|---------|--|
| 令和5年12月 | 改定素案に対するパブリックコメントを実施 |
| 令和6年2月 | 神奈川県がん対策推進審議会で審議
第1回定例会厚生常任委員会に改定計画案を報告 |
| 3月 | 計画の改定 |

<別添参考資料>

- ・参考資料7 「神奈川県がん対策推進計画」改定素案
(令和6(2024)年度～令和11(2029)年度)

9 「神奈川県循環器病対策推進計画」の改定素案について

令和4年3月に策定した「神奈川県循環器病対策推進計画」（令和4年度～5年度）について、計画期間が満了し、計画を改定する必要があるため、今般、計画の改定素案を作成したので報告する。

(1) 改定の概要

ア 改定の趣旨

本県の循環器病対策を総合的、計画的に推進するために「神奈川県循環器病対策推進計画」を改定する。

イ 計画の性格

「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」に基づく都道府県循環器病対策推進計画である。

ウ 計画期間

令和6年度から令和11年度までの6年間とする。

エ 対象区域

県内全市町村とする。

オ 改定の考え方とポイント

次の事項等を踏まえて改定する。

- ・ 国の循環器病対策推進基本計画（令和5年3月）との整合。
- ・ 県の関連計画（神奈川県保健医療計画（第8次）、かながわ健康プラン21（第3次）、神奈川県がん対策推進計画、神奈川県医療費適正化計画、かながわ高齢者保健福祉計画、神奈川県感染症予防計画）、国の施策（「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」（令和5年3月閣議決定）、「腎疾患対策検討会報告書（平成30年）」）等との調和。

(2) 改定素案の概要

ア 基本的事項

- (ア) 計画改定の趣旨
- (イ) 計画期間
- (ウ) 関連する計画等

イ 全体目標

ウ 本県の保健医療の現状

- (ア) 高齢化の進展
- (イ) 平均寿命と健康寿命
- (ウ) 死亡原因における循環器病の割合
- (エ) 循環器病の死亡率
 - a 脳血管疾患年齢調整死亡率

- b 心疾患年齢調整死亡率
- (オ) 介護が必要になった原因の構成割合（全国の状況）

エ 個別施策

- (ア) 循環器病の未病改善や正しい知識の普及啓発等
 - a 未病改善や正しい知識の普及啓発
 - b 健診の普及や取組の推進
- (イ) 保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実
 - a 循環器病の救急搬送体制の整備
 - b 救急医療の確保をはじめとした循環器病に係る医療提供体制の構築
 - c リハビリテーション等の取組
 - d 循環器病の後遺症を有する者等に対する支援
 - e 循環器病の緩和ケア
 - f 社会連携に基づく循環器病対策・循環器病患者支援
 - g 治療と仕事の両立支援・就労支援
 - h 小児期・若年期から配慮が必要な循環器病への対策
 - i 循環器病に関する適切な情報提供・相談支援
- (ウ) 循環器病の研究推進
 - a 現状と課題
 - b 取り組むべき施策

(3) 今後のスケジュール

令和5年12月	改定素案に対するパブリックコメントを実施
令和6年2月	神奈川県循環器病対策推進協議会で協議 第1回定例会厚生常任委員会に改定計画案を報告
3月	計画の改定

<別添参考資料>

- ・参考資料8 「神奈川県循環器病対策推進計画」改定素案

10 「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画」の改定素案について

令和3年3月に策定した「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画」（令和3年度～令和5年度）について、計画期間が満了し、計画を改定する必要があるため、今般、計画の改定素案を作成したので報告する。

(1) 改定の概要

ア 改定の趣旨

本県のギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に進めていくために「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画」を改定する。

イ 計画の性格

ギャンブル等依存症対策基本法第13条に基づく「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」である。

ウ 計画期間

令和6年度から令和8年度までの3年間とする。

エ 対象区域

県内全市町村とする。

オ 改定の考え方とポイント

(ア) 基本理念

ギャンブル等依存症の発症・進行・再発防止、回復に向けた切れ目ない支援の充実を図り、県民が健康で安心して暮らすことのできる社会の実現を目指す。

(イ) 全体目標

新たに数値目標を設定する。

(ウ) 施策展開

オンラインカジノ等、ギャンブル等依存症をめぐる新たな課題への対応を図る。

(2) 改定素案の概要

ア はじめに

(ア) 計画改定の趣旨

(イ) 計画の性格

(ウ) 計画期間

(エ) 計画の対象

(オ) ギャンブル等依存症について

イ 計画改定の背景

(ア) ギャンブル等の状況

(イ) ギャンブル等依存症が疑われる人の推計数

(ウ) ギャンブル等依存症に関する取組状況

- (エ) ギャンブル等依存症に関連して生じる諸問題の状況
- (オ) 神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画（第1期）の分析・評価

ウ 取組の方向性

- (ア) 計画の基本理念
- (イ) 計画の基本方針
- (ウ) 全体目標
- (エ) 施策体系

エ 施策展開

- (ア) 発症の防止
 - a ギャンブル等依存症に関する正しい知識と理解の促進
 - (a) 広く県民に対する正しい知識の普及と理解の促進
 - (b) 特に若年層を対象とした発症の防止
 - (c) 関係機関との連携体制の強化
 - b こころの健康づくり
 - (a) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
 - (b) 地域におけるこころの健康づくりの推進
 - (c) 学校におけるこころの健康づくりの推進
 - (d) 心のサポーター養成事業の推進
 - c ギャンブル等の不適切な誘引防止
 - (a) 事業者等への配慮要請
 - (b) 関係機関との連携体制の強化
- (イ) 進行の防止
 - a 相談支援体制の充実・強化
 - (a) 相談支援体制の強化
 - (b) ギャンブル等依存症に関連して生じる諸問題に係る相談支援
 - (c) 相談支援対応の人材育成
 - (d) 家族等に対する支援の充実
 - (e) 職域における支援の促進
 - b 治療支援体制の充実
 - (a) 医療提供体制の充実
 - (b) 医療の質の向上
 - (c) 関係機関との連携体制の強化
- (ウ) 回復及び再発防止に向けた支援
 - a 回復及び社会復帰支援
 - (a) ギャンブル等依存症からの回復支援・再発防止

- (b) 就労及び復職支援
- (c) ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者の支援
- (d) 支援者の人材育成
- (e) 関係機関との連携体制の強化
- b 自助グループ・回復支援施設等の活動支援
 - (a) 自助グループ・回復支援施設等の周知
 - (b) 自助グループ・回復支援施設等に対する支援
- (エ) 基盤整備
 - a 包括的な連携協力体制の整備
 - (a) 包括的な連携協力体制の構築
 - b 人材の確保
 - (a) 人材の確保
 - c 調査研究の推進等
 - (a) 調査研究の推進等

オ 推進体制及び進行管理

- (ア) 推進体制
- (イ) 進行管理
- (ウ) 計画の目標値等

(3) 今後のスケジュール

- | | |
|---------|------------------------|
| 令和5年12月 | 改定計画素案に対するパブリックコメントを実施 |
| 令和6年1月 | ギャンブル等依存症対策推進協議会で協議 |
| 2月 | 精神保健福祉審議会で協議 |
| | 第1回定例会厚生常任委員会へ改定計画案を報告 |
| 3月 | 計画の改定 |

<別添参考資料>

- ・参考資料9 「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画」改定素案
(令和6(2024)年度～令和8(2026)年度)

11 「神奈川県水道ビジョン」の改定素案について

平成28年3月に策定した「神奈川県水道ビジョン（平成28年度～令和7年度）」について、神奈川県水道広域化推進プランの内容を反映させるなど、水道の基盤強化に関する取組の充実等を図る改定を行うため、今般、改定素案を作成したので報告する。

(1) 改定の概要

ア 改定の趣旨

県内全域において質の高い水道水を持続的に供給するための取組を引き続き推進するため、「神奈川県水道ビジョン」を改定する。

イ 計画の性格

厚生労働省通知に基づく都道府県水道ビジョンである。

ウ 計画期間

令和6年度から令和17年度までの12年間とする。

エ 対象区域

県内全域とする。

オ 改定の考え方とポイント

(ア) 水道の基盤強化に関する取組の充実

水道の広域化に関する取組として、令和4年度に策定した神奈川県水道広域化推進プランの内容を反映させるとともに、適切な資産管理に関する取組として、中長期的な事業の見通しに基づき、水道施設の管理、更新を計画的に行っていくアセットマネジメントの実施・精度向上・活用を進めることなどを明記し、水道の基盤強化に関する取組の充実を図る。

(イ) 数値目標の設定

県内水道事業者等と共通の認識の下で取組を推進するとともに、その進捗状況を定期的に把握できるよう、新たに数値目標を設定する。

(2) 改定素案の概要

ア 県水道ビジョン改定の趣旨

(ア) 対象地域

(イ) 計画期間

イ 一般概況

(ア) 地勢

(イ) 人口

(ウ) 産業

a 工業

b 商業

c 農業

d 林業

- e 水産業
- (エ) 水資源
 - a 降水量
 - b 河川水
 - c 地下水
- ウ 水道の現況
 - (ア) 水道施設数と水道普及率
 - a 水道事業等の数
 - b 水道普及率
 - (イ) 水源の状況
 - (ウ) 給水量の状況
- エ 圏域の区分
 - (ア) 県東部圏域
 - (イ) 県中部圏域
 - (ウ) 県西部圏域
- オ 給水量の見通しについて
- カ 現状分析と評価、課題の抽出
 - (ア) 現状分析・評価の方法等
 - a 分析・評価の視点
 - b 分析・評価の方法
 - c 県水道ビジョン中間点検等の公表
 - (イ) 現状分析・評価
 - a 水道サービスの持続性は確保されているか（持続可能な水道）
 - (a) 資産管理
 - (b) 事業運営
 - (c) 技術力
 - (d) 広域連携
 - (e) 環境保全・脱炭素
 - b 安全な水の供給は保証されているか（安全な水の供給）
 - (a) 水質管理体制
 - (b) 貯水槽水道等の水質管理
 - c 危機管理への対応は徹底されているか（強靱な水道）
 - (a) 施設・管路の耐震化
 - (b) 応急給水・応急復旧体制
 - (ウ) 課題の整理
 - a 水道サービスの持続性は確保されているか（持続可能な水道）
 - b 安全な水の供給は保証されているか（安全な水の供給）
 - c 危機管理への対応は徹底されているか（強靱な水道）
- キ 将来の目標設定と取組の方向性
 - (ア) 50年先の水道の理想像

- a 持続可能な水道
- b 安全な水の供給
- c 強靱な水道
- (イ) 計画期間の目標と取組の方向性
 - a 持続可能な水道
 - b 安全な水の供給
 - c 強靱な水道
- (ウ) 取組の方向性
 - a 持続可能な水道
 - (a) 資産管理
 - (b) 事業運営
 - (c) 技術力
 - (d) 広域連携
 - (e) 環境への配慮・脱炭素
 - b 安全な水の供給
 - (a) 水質管理体制
 - (b) 貯水槽水道・小規模水道等の衛生管理
 - c 強靱な水道
 - (a) 施設・管路の耐震化
 - (b) 応急給水・応急復旧体制
 - d 県の役割

ク 策定後の実施体制とフォローアップ

- (ア) 実施体制の構築
- (イ) フォローアップ

(3) 今後のスケジュール

- | | |
|---------|--|
| 令和5年12月 | 改定素案に対するパブリックコメントを実施 |
| ～令和6年1月 | |
| 2月 | 神奈川県水道事業広域連携調整会議（県内水道事業者等で構成）で協議
神奈川県水道ビジョン検討会（有識者で構成）で協議 |
| | 第1回定例会厚生常任委員会に改定案を報告 |
| 3月 | 改定 |

<別添参考資料>

- ・参考資料10 「神奈川県水道ビジョン」改定素案
(令和6年度～令和17年度)

12 「神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例」の一部改正について

ふぐの処理に係る資格者の認定制度について、資格者の知識及び技術の水
準の全国的な平準化並びに都道府県等との間の資格の受入れ促進を目的とした
厚生労働省のガイドラインを踏まえ、条例の一部改正を行うこととしたの
で、その概要について報告する。

(1) 改正の概要

ア ふぐ加工製品の取扱い等の届出制度の廃止

資格者の認定制度の平準化により、全国的にふぐ加工製品の安全性
が確保されたことを踏まえ、県内に流通するふぐ加工製品の安全性を
確認するための届出制度を廃止する。

イ ふぐ包丁師免許の交付に係る規定の整備

他の都道府県等の免許を有する資格者に対し、本県の免許を交付す
る規定を整備する。

ウ ふぐ包丁師試験手数料の改定

試験の実施に必要な経費に合わせて試験手数料を改定する。

(2) 今後のスケジュール

令和6年2月	第1回定例会に条例改正議案を提出
3月	改正条例の公布
6月	改正条例の施行